

## 令和２年度１０月入札契約制度の改正について（追加）

令和２年１０月１３日

令和２年１０月１日に公表した令和２年度１０月入札契約制度の改正について、以下を追加します。

### ○ 監理技術者の専任緩和（特例監理技術者の配置）が可能な工事

建設工事の種類により、以下の許容価格未満のものを対象とします。

#### <許容価格３億円未満>

土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事，鋼構造物工事，舗装工事，しゅんせつ工事，造園工事，解体工事

#### <許容価格２億円未満>

建築一式工事，大工工事，左官工事，石工事，屋根工事，電気工事，管工事，タイル・れんが・ブロック工事，鉄筋工事，板金工事，ガラス工事，塗装工事，防水工事，内装仕上工事，機械器具設置工事，熱絶縁工事，電気通信工事，さく井工事，建具工事，水道施設工事，消防施設工事，清掃施設工事

### ○ 兼任できる範囲

特例監理技術者が兼任できる範囲は、岡山市全域及び施工場所から概ね１０km以内に該当する他の市町村内とします。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195

FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp